

平成23年8月18日

安部 敬太 様

厚生労働省年金局事業管理課国民の声係

お手紙について

安部様からいただきましたお手紙については、運用上のご質問でしたので日本年金機構に確認したところ、次のような回答でしたのでお伝えします。

1. 障害手当金の支給を受けた同一傷病が悪化して、再度、障害厚生年金の請求を行い、障害厚生年金3級以上と裁定された場合は、障害手当金を返金の上、障害厚生年金が支給される、ということによろしいでしょうか。

(回答) 貴見のとおりです。(○)

※ 厚生年金保険法第56条1号に規定する障害厚生年金受給権者となることから障害手当金の受給権者とはなり得ないため。

2. 障害手当金の返金の方法については、分割返納も可能ということによろしいでしょうか。また、認定された障害厚生年金との相殺は可能でしょうか。

(回答) 前段(○)、後段(×)

- ・ 5年以内に返納いただくことを前提に、分割返金することは可能です。  
(国の債権の管理等に関する法律第24条、第25条)
- ・ 障害厚生年金の支給と障害手当金の返還金との相殺は、実務上は行っておりません。

※ 相殺については、民法第510条にて「債権が差押えを禁じたものであるときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することはできない。」と規定されており、厚生年金保険法第41条において「保険給付を受ける権利は、…差し押さえることができない。」とされているため。

3. 障害手当金の支給を受けた後、後発の別傷病と併せて初めて2級と裁定された場合には、後発傷病の加入要件に応じて、障害厚生年金または障害基礎年金が支給され、受給した障害手当金の返金は不要、ということによろしいでしょうか。

(回答) 貴見のとおりです。(○)

※ 障害厚生年金を初めて2級として認定する際には、障害手当金支給の原因となる傷病を「含めない」とは、特に規定されていないため。

なお、国民年金・厚生年金保険の年金事業につきましては、厚生労働省からの委任・委託を受けて日本年金機構が実施しております。障害年金の手続きに関してご不明な点や年金相談、年金制度に関するご質問等がございましたら、お近くの年金事務所（日本年金機構）にご相談いただきますようお願いいたします。

お返事が遅くなりまして申し訳ございませんでした。